

まちだ子育てサイトに掲載するバナー広告の取扱基準

第1 趣旨

この基準は、町田市有料広告掲載取扱要綱（2004年4月1日制定。以下「要綱」という。）に基づき、町田市（以下「市」という。）が開設するまちだ子育てサイト（URLは<https://kosodate-machida.tokyo.jp/>とする。以下「子育てサイト」という。）へのバナー広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この基準において「バナー広告」（以下「広告」という。）とは、ウェブページに貼る画像で、クリックすることで他のウェブサイトへリンクをすることができるものをいう。

第3 広告の掲載位置等

- 1 広告を掲載するページは、まちだ子育てサイトのトップページの有料広告欄とし、掲載位置について応募者は指定できないものとする。
- 2 広告の掲載枠数は、トップページ9枠とし、申し込み単位は1事業主につき1枠とする。

第4 広告の規格等

- 1 広告の規格は次のとおりとする。
 - (1) サイズは、トップページにあっては縦70ピクセル×横145ピクセルとする。
 - (2) 画像データ形式はGIF形式の静止画とし、アニメは不可とする。また広告を点滅させることも認めないこととする。
- 2 子育てサイトへ掲載する広告は、子どもを含めた多くの人ができるよう、文字の大きさや色の組み合わせ等に配慮しなければならない。

第5 広告の掲載期間等

- 1 広告の掲載期間は1ヶ月単位とし、その月の初日から末日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、掲載期間を指定することができるものとする。
- 2 広告は、掲載開始日の午前中から掲載を開始し、掲載終了日の翌日午前中をもって終了するものとする。
- 3 広告の応募単位については、別に市長が定めるものとする。

第6 広告掲載料

広告掲載料は、1 枠 1 ヶ月 15, 000 円とする。

第 7 広告を掲載しようとする者

広告を掲載しようとする者は、別表 1 に掲げるものを除く事業主とする。

第 8 掲載する広告

掲載する広告は、子育てサイトの公共性及び品位を保てる広告とし、要綱に定めるもののほか別表 2 に掲げるものを除く。

第 9 広告の募集

広告の募集は、原則として子育てサイト及び広報紙等により公募するものとする。

第 10 広告掲載の申し込み

広告を掲載しようとする者は、指定された様式の申込書に広告原稿その他市長が必要と認める書類を添えて、期日までに市長へ提出しなければならない。

第 11 広告掲載の決定

- 1 市長は、第 10 の規定により申し込みがあったときはその内容等を審査の上、広告掲載の可否を決定するものとする。
- 2 前項の規定による審査に当たり、特に必要と認めるときは、子ども生活部契約事務適正化委員会に検討させることができる。
- 3 掲載可となった広告が枠数を上回った場合は、要綱第 7 第 5 項に規定する優先順位により、掲載広告を決定する。なお、同順位のもので枠数を上回った場合は、抽選により掲載広告を決定する。

第 12 募集枠に満たない広告枠

募集枠に満たない広告枠については、随時先着順に申し込みを受け付けるものとし、第 11 の規定により広告掲載の決定を行うものとする。

第 13 広告原稿の提出

第 11、第 12 の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告原稿の画像データを作成し、原稿入稿日までに提出する。

第 14 広告掲載料の納付及び経費の負担

- 1 広告主は、市が発行する納付書により、広告掲載料を市長の指定する期日までに、一括して支払うものとする。なお、振込手数料は応募者の負担とする。

2 広告原稿の作成に係る経費は、広告主の負担とする。

第15 事業所名等の記載

広告主は、広告に必ず事業所名等を記載しなければならない。

第16 広告主の届出義務

広告主は、次の各号に該当する場合は、指定された書式により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 広告の掲載を取り下げるとき。
- (2) 広告を差し替えるとき。
- (3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
- (4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、有料広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

第17 広告掲載決定の取消し

市長は、広告の掲載後においてもその内容等について随時確認を行い、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、広告掲載期間であっても、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主から広告掲載辞退の申出があったとき。
- (2) 広告主及び広告が、第7及び第8に該当しなくなったとき
- (3) リンク先のホームページが、事前の連絡なく閉鎖されたとき。
- (4) 広告掲載料を所定期日までに納入しなかったとき。

第18 広告掲載料の還付

1 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 市長は、広告掲載期間中、広告主の責めに帰さない理由により、広告を連続して12時間以上掲載できなくなったときは、当該掲載できなかった時間に応じて、次のとおり広告掲載料を還付する。

- (1) 掲載できなかった時間が12時間以上24時間以下の場合は、1日とする。
- (2) 掲載できなかった時間が24時間を超えた場合は、掲載できなかった日数(24時間を1日とする)に1日を追加する。
- (3) 還付する金額は、1日につき500円とする。ただし、1ヶ月の場合は月額を還付する。

第19 緊急災害サイト設置の特例

市長は、災害時や防災訓練時に、緊急災害サイトを設置した場合は、第11の規定にかかわらず、広告を掲載しないことができる。この場合は、第18第1項ただし書の規定にかかわらず、既納の広告掲載料は還付しない。

第20 転貸の禁止

広告主は、広告掲載の権利を他に転貸することはできない。

第21 その他

この基準に定めのない事項については、別に定める。

附則

この取扱基準は、2018年4月1日から施行する。

この取扱基準は、2020年1月15日から改正する。

この取扱基準は、2022年8月1日から改正する。

別表1（第7関係）

| 広告主の規制業種又は業者 | |
|--------------|--|
| 1 | 風営法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条で「風俗営業」と規定される業種 |
| 2 | 風俗営業類似業種 |
| 3 | 消費者金融 |
| 4 | たばこ |
| 5 | アルコール |
| 6 | ギャンブルに係るもの（公営収益事業に係るものを除く） |
| 7 | 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者 |
| 8 | 法律の定めのない医療類似行為を行う施設 |
| 9 | 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の業者 |
| 10 | その他、子育てサイトに不相当とする業種 |

別表2（第8関係）

| 掲載広告の規制内容 | |
|-----------|--|
| 1 | 人権侵害、名誉き損、各種差別的なもの |
| 2 | 法律で禁止されている商品や、無認可、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの |
| 3 | 他を誹謗・中傷又は排斥するもの |
| 4 | 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの |
| 5 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益につながるもの |
| 6 | 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの |
| 7 | 宗教団体による布教推進を主目的とするもの |
| 8 | 政治団体による政治活動を目的とするもの |
| 9 | 社会的に不適切なもの |
| 10 | 国内世論が大きく分かれているもの |